

Title	萩藩家老益田家中における須佐騒動
Sub Title	The Susa dispute in the family of Masuda, the chief advisor of the Hagi domain
Author	重田, 麻紀(Shigeta, Maki)
Publisher	三田史学会
Publication year	2013
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.82, No.1/2 (2013. 4) ,p.59- 80
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20130400-0059">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20130400-0059</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 萩藩家老益田家中における須佐騒動

重田麻紀

享和二年（一八〇二）七月、萩藩永代家老益田家の家臣三〇〇人余が徒党を組み、当主の館へ強訴をした「須佐騒動」という事件が起こった。この事件については自治体史や益田家に関する論考の中で全くといってよいほど触れられておらず、詳細は明らかでない<sup>(1)</sup>。

益田家は関ヶ原後に、毛利家に従い石見国より移住し、萩藩の永代家老として代々要職を歴任することになる。一万二千石余の知行地を与えられ、長門国奥阿武宰判領佐村（現、山口県萩市須佐）に屋敷を構え地方知行の中心地とし、多くの家臣を抱えた。知行地は須佐村の他に奥阿武宰判の六ヶ村と周防国にも点在し、領政を展開していた。このような一万石を越える大規模な地方知行主は萩藩で四家のみであったにもかかわらず、家政・領政・家臣団等については詳細でない部分も多い。それを

解明するにあたり、須佐騒動の実態を明らかにすることは一つの手がかりになるのではないかと考える。

萩藩における地方知行については従前より、形骸化した知行主が大多数だと指摘されてきた<sup>(2)</sup>。しかし、近年では個別事例の研究により、地方知行の実態として、領主としての意識保有、検地における一定の独自性の保持等の指摘がなされ、地方知行主が領主として如何に領政に関わったのかという側面にも目が向けられるようになって<sup>(3)</sup>。

また、近世の益田家については、自治体史等で広範的に示されてはいるが、知行主としての実態は詳らかにされていない。しかし近年、久留島典子氏を代表とする共同研究<sup>(5)</sup>において益田家文書の整理・調査が進められ、一万八千点余りの史料の全貌が明らかとなり、今後研究

が進められていくと思われる。木部和昭氏は、同史料群より益田家が浦支配において独自の制度の展開を図ったことを明らかにし、大規模知行主の影響力の大きさを指摘している<sup>(6)</sup>。

以上のような研究状況を踏まえつつ、本稿では益田家の家臣（陪臣）の多くが関わり家政を揺るがした騒動である須佐騒動を取り上げる。①須佐騒動の前提となる益田家中の状況を明らかにし、②須佐騒動の経過を追い、その実態および藩の対応（裁許）について検討すること、③知行主と家臣との関係性、家臣の知行主や家に対する行動意識などを探る一材料を提示したい。また、萩藩にとつての益田家の位置づけを考えるための試論にもしていきたい。

### 一 益田家の家臣団

まず、益田家の家臣団構造について確認・整理しておきたい。益田家が前任地である石見国から須佐へ移動した際（当主、益田元祥）に随従した家臣団は十組編成で三二三名、組外れや大工など含めると、総計六二一名もの人数となる。またこの他に「又内之者」もいたと記載があることからかなりの大所帯での須佐移住であったこ

とが窺える。この家臣団のうち、須佐村市中には益田家親類をはじめとする家老らの重臣や大組・手廻組、そして四つの組（須佐地組・瀬尻組・市丸組・宇谷組）らが居住していた。須佐の四組については、元禄期に宗門改を巡って組子が徒党を組むなどの騒動を起し処罰を受けるという事件が記録に残っている<sup>(8)</sup>。

また、明治初期の分限帳には「士」二五九人・「卒」二七一人、合計五三〇人とあることから、江戸時代を通じて多くの家臣を抱え続けていたといえよう。

家臣の石高については、年代は明らかでないが、分限帳をもとにすると総計四四六名が記載されており、うち二八三名が「下地持分高」つまり地方知行であり、一六三名が「浮米」による知行であった<sup>(10)</sup>。地方知行で最も高い石高は二〇〇石（家老、益田丹下）である。一〇〇石を越える家臣は他に六名いるが、それ以外は十数石から五〇石程度の家臣が多い。四組については、それぞれに五〇名前後が属しているが、いずれの組も一四石が最高で大半が一桁の石高である。浮米知行では、五〇石が最も高いが（大組、増野作左衛門ら三名）、大半は一桁から十数石程度と低いことがわかる。

領地支配は、益田家当主と益田四家をはじめとする家

老のもとでおこなわれた。当然、当主は萩や江戸などにおいて藩の役職を勤めており、須佐にすることは稀であるため、領政を家臣に依るところは大きかった。家臣は萩に居る者と領地に居る者に分かれ、須佐の最高責任者となるのは須佐職役（須佐職座・須佐当職などとも呼ばれる。本稿では以下便宜的に「須佐役」と呼称）、萩における最高責任者は萩職役（萩職座・萩当役とも呼ばれる。同様に「萩役」と呼称）であり、以下家臣が諸役に任命されていた。

また、益田家には、萩藩の寄組として取り立てられていた元祥の子三名を祖とする益田末家があった。

## 二 須佐騒動以前における益田家中の混乱

本章では、須佐騒動が起こる以前の益田家中の状況について述べる。藩側が残した須佐騒動の記録<sup>(11)</sup>によると、騒動の直接の発端を寛政一二年（一八〇〇）としているため、同年に至るまでの家中を概観し、益田家中にどのような混乱・不満が生じていたのかを検討していきたい。天明四年（一七八四）二月一八日に当主益田就祥<sup>(12)</sup>から嫡子就恭<sup>(13)</sup>へ家督相続がなされる。就祥は藩の留守居役・当職を勤め、明和三年（一七六六）には美濃・伊勢の河

川普請手伝の惣奉行として、美濃笠松へ出役していた人物である<sup>(14)</sup>。家督相続時、就恭は二一才で、寛政二年から九年まで藩の留守居役を務めるが、「本家丹後殿（＝就恭）近年病身、隠居又兵衛殿（＝就祥）老羸二付、家政之義も末家衆并家来江被相任<sup>(15)</sup>」せていた、つまり病気がちのため家政は末家や家臣に任せるところが大きかったようである。

就恭は家督相続後、財政の点検をおこなった。天明五年の差引不足金額として九〇貫三六四匁余、翌六年で一〇九貫八九一匁余が計上されている<sup>(16)</sup>。不足分の借入先は、大坂借・御公借・萩商人・江崎借などが列挙されており、これ以降も財政難は続いていたことは、寛政九年より家中に仕組を命じていることから明白である。

以上のような背景において、益田家中の混乱・不満はどのように顕在化していったのだろうか。家臣側の史料によると以下の四点にまとめられる<sup>(17)</sup>。

一点目は先に挙げた仕組についてである。仕組とは、家計整理や藩の財政整理など、経済立て直しの方法や行為を意味する<sup>(18)</sup>。萩藩の仕組は五年を周期として実施することが多かったが、益田家でも同様の周期でおこなっていたようであり、借銀が山高になった寛政九年から享和

元年(一八〇一)まで、家中に対して一ツ成の「古來稀成」る仕組を命じている。しかし、仕組が期限を迎える一年前の段階になっても「当暮(一寛政一二年)より至來春御繰金御不足」であり財政難が続いているため、家臣たちは「御年限中差向不取差直」と状況が改善されないことにいらだっている様子が窺える。

二点目は、当主就恭の養子縁組についてである。寛政一二年五月二九日、吉敷毛利外記就兼<sup>18)</sup>の三男(のちの当主、益田房清)を養子とする決定をした。これに際し、萩役・須佐役のみが決定に加わり、他の「御家來江一向御相談等をも不被仰付」なかつたことに對して、「御家を当役のミニ而守立」てているようだ<sup>19)</sup>と怒りを示している。

三点目は、天明六年の仕法替についてである。次の史料は、家臣たちの仕法替に関する意見である。

御歎申上候事

一 御当家御政道諸御作法前々より其行成を以被仰付候処、年代相隔候程自然と取失古法相捨候ニ付、深キ御思召之旨も御座候而、去ル天明六年古法江御改被仰付慎而奉得其旨候、其後も追々諸御作法筋之仰出時々御請申上來候、然処ニ古法江被差戻

儀ニ而ハ御座候得共、俄ニ諸廉御改被仰付儀ニ付、今以末々は移り兼候様乍恐奉存候、御先祖様代々御行成を以之儀ニ付大旦那様御代迄は大抵其御見渡を以被仰付來候得ハ、下以其心得ニ付自然と上下一和仕居候処、右天明被仰出候後ハ御家風も大ニ変シ、於末々ハ其筋不行届自然と御政道難相立其費不大方様ニ奉考候間、何とか此段得と被加御勘弁、右被仰出諸事封込ニ被仰付大旦那様御代之御作法ニ被差戻被下候ハ、末々之者迄も其行形考居却て御作法筋堅固ニ相成御為可然様奉存知候事(後略)

「天明六年之御法」とそれ以後追々出された「御作法」について封じ込めを要求し、「大旦那様」つまり就祥時代の作法に戻すべきであると主張している。何についての作法かはこの内容だけでは判然としないが、現況では「御儉約之御取メも難相成」とあることから、仕組や儉約の作法に関わる内容と考えてよいだろう。つまり、現行の作法では儉約が難しいのでそれらを封じ込め、就祥時代の作法に戻すよう主張しているのである。

四点目は、役職の勤務体制についてである。儉約により諸役所が縮小されたことで職務が重複すること、また

諸役が近番であることに對しても不滿を抱いている。

以上の点に對して家臣たちの不滿が募っていたのであるが、當時須佐役であつた俣賀次郎右衛門および萩役の増野舍人は適切な対応をとらなかつたため、状況が改善されないとして家臣たちの非難の対象となる。この兩名は、本来であれば重職者として当主に對し領地についての実直な意見・説明をするべきだが、「邪佞」の心構えで仕えており、過失の指摘・是正を当主・家老らへ進言できていない、と指摘し、俣賀に對しては「御威光を笠二着我意を立候」という態度で勤める「不忠不義」の人物であると強く批判している。次の史料は、寛政一二年一二月の家臣たちの意見である。<sup>20</sup>

(前略) 是迄之弊風ニ而は忠勤之風俗怠り眼前不成御為儀と氣付候而も、上之御威光ニ壓レ口を閉御為端申上候人無之様御座候而は、御家御興隆之期は有之間敷候間、以來之儀ハ為執政者は勿論諸役所所勤仕来候者孰も御為筋一途ニ相考、上意ニ不諂勵忠勤可申候、然共直諫之道塞り易キものニ候得は、一統為勵誓約仕、自今ハ御為筋之氣付於有之は尖ニ申上、若も佞人之讒訴ニ逢色々他之小過を以重ク御咎被仰付候時は互ニ救相可申候、且又奸佞之輩嚴威を仮邪

曲を振候ハ、申合せ退候様仕候間、是迄之弊風一變仕候様申合せ左之通誓約仕候事

家臣が上を恐れて率直な意見を進言することができないような現況では、家の興隆も望めない。直諫の道を開くためには、進言によつて咎めを受けることがあつてはならないから、そのような場合は家臣同士が互いに守り合わねばならない。そのため誓約を結ぶことにした、とある。誓約の条目は以下の通りである。<sup>21</sup>

一 今般各尽忠勤除邪佞之輩可申段、一統堅申談候事

一 連判人数之内若為邪臣虜被成候共、銘々抛一命相互ニ救相可申事

一 古失小過を以不相応之罪ニ落シ候共、往三ヶ年之間ハ相互ニ抛身命救相可申候事

一 親子兄弟たり共、連判之外他言中間敷候事

先に示した史料の後半部分を条目化したものであるが、三条目は小さな罪で不相応な処罰を受けた場合には、向こう三ヶ年の間は家臣同士が互いに命を抛ち救い合うという、より具体的な点が示されている。そしてこの誓約には、大組以下四組・中間に至るまで連名血判をおこなっている。

そしてこの誓約を背景に、家臣たちは俣賀・増野の兩名の罷免を願ひ出る。また同時に家来中での入札をおこない、兩名の後役として、須佐役に宅野太郎左衛門、萩役に小原権六・小国彦七を推挙した。そして、以上の内容の願書を、家老の一人である益田次郎三郎（加判役および大組頭）のもとへ持参し判断を仰いだ。次郎三郎は、須佐の屋敷にいる大旦那様（＝就祥）、また出萩して当主就恭にも相談をし、最終決定を下す。結果、家臣からの要求が通り俣賀・増野は罷免、後役に先の三名が任じられ、年行事役や裏判役などの諸役も家臣の推挙の通りとなった。罷免した俣賀らについては過失があったことを認め、俣賀を御役召し上げのうえ俣と共に逼塞、増野を遠慮の処分とした。この処分については家臣との間で若干揉めたようであるが、最終的に家臣側からの要求がほぼ受け入れられた結果となったのである。

以上のように、寛政一二年一月に起こった益田家臣による誓約および須佐役・萩役の罷免願の提出は、それまでの益田家中の諸問題、特に財政難から生じた家臣たちの不満が顕在化したものであった。益田家は家臣なくして知行地の運営をすることは不可能であり、要求・人事提案を受け入れることで領政を安定させることを選択

した。この一件は、家臣一丸となつての改革あつたという位置づけをできるのではないだろうか。

### 三 家臣間の対立と益田家の対応

家臣側からの要請による人事が叶い、一新された体制の中で領政がおこなわれることとなつた益田領内であるが、享和元年に入り再度問題が勃発する。

益田家は天明八年に御旅役などで勝手向が難渋し、藩に一〇〇貫目の借銀をしていた。これに伴い領分のうち、下田万村市味二五〇石が上地となつた。その土地の受け返しのため、家臣が個々に借銀をしたり、領内に馳走米を課したりしたが、返済には至らずにいた。そこで、新体制のもと一刻も早く受け返しを實現しようとして、新たに年行事役に就任した波田太郎右衛門を中心に、須佐の家臣たちは新たな銀主より借銀をおこない不足分を補い、家中にあらためて馳走米を賦課することを協議、当主からも許可を得たため進めることとなつた。

しかしこの馳走米について、須佐役の宅野太郎左衛門は、「統御馳走米之儀御家老中を交候儀甚以如何敷」ことであると家臣たちの案を「不行届」であるとした。家臣たちの馳走米賦課についての具体案は不明だが、宅

野が家老中を馳走米の対象にすることを反対していることから、家老までを含んだ家中全体に馳走米を賦課することが考えられていたのだろう。家臣らは「為職役御家来一和を不相好甚不心得之申分」と、役職者であるにも関わらず家来が一和になることを妨げるような宅野の言動を不心得と批判し、両者に溝が生じることとなる。

また時期を同じくして、宅野は当主からの密用の黒印状（内容不詳）を須佐へ持ち帰り、自らに同調する者だけに披見するという行動をとる。しかし、藩側の史料によると、「西（＝享和元年）ノ正月廿二日黒印被差下ケ於須佐ニ職座宅野太郎左衛門於爰元ニハ用人石津伝右衛門大谷与三右衛門え取計被申付候由、且於須佐太郎左衛門取計密々之心得ヲ以、最初ハ心腹之者ヲ見立忝人宛大小身筆並二拘らず拝見仕せ、尚又右之趣類役小原権六小国彦七え一向不申合、尤此段ハ未然ニ難被開意味有之、丹後殿父子末家中申合之上指図と丹後殿書出ニ相見候」とあり、黒印状について萩役の小原・小国両名にすら伝えなかつたのは何らかの当主側からの意向があつたからであり、同様の理由から他の家臣にも披見しなかつたと考えられるが、結果的にこの一件で宅野と彼を批判する家臣との溝がより深まることとなつた。これ以降論を進

めるにあたり、便宜的に宅野に与する家臣に「宅野派」、対立する者に「反宅野派」という呼称を用いていくこととする。また、史料中ではこれら二つの派閥を「両党」と呼称している。

反宅野派は、家臣に推挙され役職に就任した宅野・小原・小国の三者が隔意なく一致して家政を執りおこなうべきだと主張し、それを妨げる行動をとつた宅野には退役してもらうしかないと申し合わせをおこなつた。

このような須佐家臣の対立状況を、享和元年三月二七日、宅野が萩に報告すると、その進言に従い反宅野派の六名が処罰が下される。（表1）先の馳走米一件で宅野と意見が対立した年行事役の波田太郎右衛門はじめ、反宅野派の中核をなす人々である。宅野の進言通りに家臣へ処罰が下される事は、黒印状の際と同様に宅野が当主からの信が厚いことの証左と考えられよう。

しかし、反宅野派は「六人之面々いか程之過失有之候哉ハ不存事候得とも、忠勤を励候者ニ御座候処、不尋常御沙汰筋ニ付孰茂驚人候」と宅野側に立つた処罰に驚きと不満を持ち、特に窪田彦右衛門の処罰については、黒印状の件で宅野へ意見をしたことが原因ではという疑念を抱く。そして、「此度御咎之面々一切私曲等之越度無

【表1】 享和元年における家臣処罰（反宅野派）

	氏名	役職	3月27日	5月12日
処罰 六名	窪田彦右衛門		茶屋へ召し出し	隠居、嫡子へ家督相続
	波田太郎左衛門	年行事役	出勤差し控え、御役召し上げ、逼塞	逼塞、即日御許し
	柴田十右衛門	裏判役	出勤差し控え、御役召し上げ、逼塞	逼塞、即日御許し
	増野作左衛門	御勤方役	御役召し上げ、逼塞	逼塞、即日御許し
	入江左治馬		逼塞	逼塞、即日御許し
	椋小左衛門		茶屋へ召し出し	逼塞、20日後御許し
出萩 二名	松原勘五郎	組頭		組頭役召し上げ、逼塞、15日後御許し
	城市軍司			逼塞、13日後御許し
	増野多中			逼塞、13日後御許し
	松原源五左衛門			逼塞、13日後御許し
	栗山藤藏			逼塞、10日後御許し
	小国融藏			逼塞、10日後御許し
	多根茂右衛門			逼塞、10日後御許し
	金子順平			逼塞、10日後御許し
	仲井半藏			逼塞、10日後御許し
	吉賀兵之進			逼塞、10日後御許し
	大草甚右衛門			逼塞、10日後御許し
大谷伊八			逼塞、10日後御許し	

※萩市須佐歴史民俗資料館所蔵松本家文書D 468「大義御願一件」より作成

御座、忠義ニ逸り候而之取作廻、太郎左衛門所存と相違ニ付罪科を求候而申上仕たる類も有之儀と相見申候」と、処罰対象の六名に落ち度はなく、忠義のための行動であるのに、宅野の考えと違うというだけで罪に問われているようなものだと処罰に反対する。

また、この件で反宅野派の怒りを増幅させたのは、萩役の小原・小国の両名に処罰の件が一切知らされていなかった点、六名の究役がいずれも宅野派の家臣から選出された点である。

家臣一和を崩す宅野の行動に対して、反宅野派は萩へ直訴する決定をし、同年四月四日総計一二名の反宅野派家臣が萩へ向け出立、家老の一人益田勘右衛門に対して歎願をおこなった。<sup>24)</sup>

#### 御歎申上候事

宅野太郎左衛門儀被仰付御政道筋事ニより候而は、小原権六・小国彦七江一向相聞不申様承り候、御政道筋之儀は三職申談御伺をも可仕筈之処、太郎左衛門取捌甚以不可然奉存候、右之故御家来中一和不仕自然と御不為筋出来仕候、御家来中一和何寄以肝要之儀ニ御座候

処、所詮只今之通二而は一和之期二至り不申御上下  
之気毒不過之奉存候、依茲太郎左衛門儀御役無容易、  
後役之儀は権六・彦七江被仰聞御賢慮を以御為宜敷  
人柄江被仰付被下候様奉存候、且又此度窪田彦右衛  
門・椋小左衛門被召捕、波田太郎右衛門・増野作左  
衛門・入江左次馬・柴田十郎左衛門御聞込之筋有之  
先逼塞被仰付候、然処右人数ハ孰茂忠勤を励候者共  
二御座候得は、御慈悲を以被遂御赦免被下候様奉願  
候（後略）

つまり、①宅野が家中の政道の件について小国・小原  
へ相談せず独断でおこなうことは家中不和の原因となる、  
②よって宅野を退役させ後役は小国・小原によって相応  
の人物を選出すべきである、③処罰対象の六名は忠勤の  
者であるため赦免してほしい、と歎願している。また、  
末家に対しても同様に「外御親類様共違、御家御為筋之  
儀は御父子様江申上」げることができるという理由から、  
当主親子への直接の働きかけを狙って歎願をおこなって  
いる。さらに、一二人のうちの代表が直接末家・家老と  
も対面し、同内容を訴えるなど再三の要請をしている。

これらの歎願を受けて、当主・末家・家老により協議  
がおこなわれた。四月二六日に末家が代表して一二名へ

萩藩家老益田家中における須佐騒動

返答した内容は以下の三点に要約できる。①宅野が小  
原・小国へ伝えなかったのは、黒印状と御咎めのこと二  
点のみであり、他に宅野には別段問題はなく、彼を罷免  
する理由はない、②六名の処罰は現行のまま、③多人数  
で萩へ出訴する行動は許しがたい、というものであり、  
反宅野派の訴えを完全に退けた。

当然、この内容に納得の出来ない一二名は反論を繰り  
返し、自分たちの正当性を主張し続けた。その結果、再  
度当家・末家・家老による協議がおこなわれ、五月一二  
日に最終的に末家からの結論が出た。①宅野は罷免しな  
いが、老齢であるから大谷伊八（反宅野派）も須佐役に  
任じ兩名で勤めさせる、②六名の処罰を改める、③出萩  
した一二名へ逼塞などを命じる（②③ともに【表1】参  
照）、というものである。これは、宅野を支持していた  
当主側が反宅野派へ対しても配慮した内容であると読み  
取ることができ、当初の返答内容と比較するとその変容  
は明らかである。宅野本人については特に沙汰はないも  
の、須佐役へ反宅野派の大谷伊八も任じることで融和  
を図り、六名についても赦免とはしないものの逼塞後短  
期間での御許しという内容に替えている。窪田彦右衛門  
については隠居を命じているが、彼は黒印状の件で宅野

と対立しており、宅野の主張にも一定の理解を示すという配慮と考えられる。また、萩へ出訴した一二人については一〇日間程度の逼塞など比較的軽微な処罰としていえる。これは、知行地における家中の問題を萩へ出訴するという形を取ったことに対する処罰であり、何らかの処罰を下さざるを得ないのは知行主側としては当然のことであろう。また、益田家としては家臣たちの争いは最小限のうちに収めなければならず、その為に対立する者たちへの融和も不可欠であったことから出された苦渋の結論であつたと考えられる。

この結論を反宅野派は、「太郎左衛門を始反覆讒諛之族」によつて自分たちが罰せられることになつたと不服に思いつつも、歎願が反映された部分もあり、家中を二分する争いは避けなければならぬと、この沙汰を受け入れ、家中両党の対立は一端収束した。

しかし、約三ヶ月後の八月一四日、先の六名の内の一人、椋小左衛門が宅野派の組頭増野庄八により隠居を命ぜられたため、再度両党が対立することとなる。反宅野派が連名で増野へ質問・抗議をおこない、双方複数回にわたるやりとりを繰り返すが、増野からは「御用辺」と関わるため自分の考えだけではなにも決断することがで

きないと、納得のいく返答が得られなかつた。そのため反宅野派は、増野を「疎遠」にすると決定し、増野もそれをやむなしと受け入れ、以降も対立の状態が続くこととなつた。

以上、享和元年における家臣間の対立は、前年の家臣一丸となつての改革とは違い、政道を進めるにあつたので家臣間の方針の違いが原因であり、特に反宅野派が宅野の言動について意見を唱え、萩へ出訴するなどの行動に移すというものであつた。このことを容易に家臣の主導権争いと言うのは拙速だが、仕組・馳走米賦課という財政問題を起因として、家臣間に方針の違いが生じ、そのために対立が起つたと言えるだろう。益田家としては、家臣の対立は避けるべき事態であり、家臣に多少の不満が残りつつもなんとか融和を図るため腐心したと考えられる。

#### 四 末家の須佐派遣と須佐騒動

家中の混乱が収束しないことで、享和二年四月二〇日、当主父子を慮り末家の益田隼人が須佐を訪れ、「御家来中熟和」を呼びかける。同月二三日に益田館へ須佐役および宅野派・反宅野派両党の家臣計二八名を呼び集め、

当主よりの「御意書」を掲げた。御意書では、家臣同士が再度「已然之意地を挟」んで対立を続けているため、所帯難洪にもかかわらず仕組・儉約が進まないという現状を憂い、「是迄之宿意差捨熟和之心得」を持つように、と両党の対立をやめ再び熟和するようにとの考えが示された。この内容をさらに具現化するため、隼人が家臣に対し演説をおこなった。要約すると以下の四点となる。①知行地内の家臣同士が不和であることは世上の評判も悪く、これが公辺に知れ渡ることは当主の為にならない、②このままでは仕組が整わず所帯が「危急之期」にも至ってしまう、③よって、寛政一二年の誓約の取り消し、④増野庄八へ対する疎遠の禁止、を命ずるといふものである。

この演説に対する宅野派の反応は不明だが、反宅野派たちは萩にいる者も含め意見をすり合わせ反論をする。

①寛政一二年に誓約を交わした際、家臣は一和しており、両党の対立が起きたのはその後である。よって誓約は熟和を妨げるものではなく、忠誠のためであり、両党対立とは関係がない。②昨年の六人御咎に対し処罰軽減があったことで一和の心得でいたのに、掠に対する不適当な処分がなされたため増野を疎遠にしたに過ぎない。③儉

約・仕組の成功は寛政一二年の志願の目的でもある為、成就することが望ましい。つまり、家中の財政状況を改善するという目的の為、家臣の一和が不可欠であることは認識しつつ、その件と誓約の有無とは関係がなく、また不和をきたしている原因は自分たちの側にはないと主張している。

益田隼人と反宅野派との間は須佐役の大谷伊八により仲介されるが、争点の一つが寛政一二年の「誓約」である。隼人は家臣が「誓約」を結び行動することは「天下統一統之大法」に背くという理由から取りやめを再三説得するが、反宅野派は、先の①の事由、また取りやめることは「多人数之御家来土道之衰」も相成」ってしまうため、現状のままにするという主張がされている。この点については平行線を辿り、最終的に元々誓約を結んでいた家臣はそのままにする、という結論となった。隼人が反宅野派の主張を受け入れた形になる。

また、宅野派増野庄八への疎遠を禁止するため、隼人は融和策を講じる。掠小左衛門に対しては、後日非を認めたこと、若年であることを考慮し隠居を免じる代わりに、増野庄八をはじめとする宅野派へ賞美を与えた。賞美の事由は、掠の一件において「貞心」を以て対応した

という理由であつた。<sup>(25)</sup>

宅野派への賞美は次のとおりである。<sup>(26)</sup>

一 隼人様御事須佐被成御越、先小左衛門養子隠居願出下両組其外え御賞美被仰付、其上二而一和連誓紙被仰付候事

御賞美被仰付候銘々左之通

本尾官次組（二名 略）

栗山五郎左衛門組（五名 略）

増野正八組（六名 略）

右之面々江御上下頂戴可被仰付候事

下両組侍中

右 矢一手宛頂戴可被仰付候事

下両組御中間中

右 皮之下緒二可被仰付哉

増野十左衛門組 打廻り 善介

右 心応慥成者にて御座候得共、出浮役中之儀ニ候得は折を以御賞美可被仰付候事

下両組の侍中や中間および、本尾官次組（市丸組〓山手両組の一つ）の家臣二名など、宅野派に属する家臣の面々に対して、上下・矢等の褒賞が付与され、両党一和するように申し渡している。

当然、この差配に対して反宅野派は不満を持つが、隼人は隠居を免じることと賞美を与えることが両党にとり「五分五分」であり、家臣一和のための手段であると考えていた。そして、この御賞美を「いか程之訳を以被仰付候儀ニ而御座候哉と不折合之者も有之由ニ相聞候へ共、何分御家来一和不仕而は御為不成儀と遂勘弁」、つまり賞美について不満に感じる者もいるようであるが、一和のためと納得してほしいと述べ、一件の落着を図つた。隼人は自身の差配によって両党の対立を収めることに成功したと認識し、四月二九日帰萩する。しかし、当然ながら家臣たち、殊に反宅野派は賞美について不満を抱き続けており、対立の禍根は残されたままであつた。

この一件から二ヶ月余り経つた七月二二日、ついに須佐騒動が勃発する。直接のきっかけは市丸組組頭の本尾官次（宅野派）により、組子の金山長左衛門（反宅野派）が勘定懸り不正の疑いで取り調べを受け、刀を取りあげ手械をされる、という一件である。この件については益田隼人が大事のように取りあげてしまふが、取り調べをしたところ、不正ではなく単純な記録記載ミスだつたことが判明した。この取り調べ方法に対し、反宅野派は「過当之罪ニ落入」れるものとして怒りを露わにする。

そして、反宅野派は一族郎党のものを含め三〇〇名余りで益田館へ詰めかけ強訴をおこなったのである。

強訴内容は、家老五名に対し、金山への過当な取り調べについての抗議と、益田家による裁定を要求するものであった。強訴を受け、家老の一人である益田登人は出萩し、当主末家らと協議をするが、これまでの経緯も含め自分たちの力では解決することができないという結論に達する。そして、藩へ家中取り鎮めと捌きを出願することを決定し、七月一八日益田隼人が藩へ願ひ出ることとなった。その結果、萩藩は物頭の仲三左衛門・岡又十郎、御目付の重見勇、元奥阿武宰判代官の松野文右衛門の四名を須佐へ派遣することに決定した。

以上のように、相次ぐ両党の対立、また益田隼人による一方のみへの賞美付与など対処の不的確さも重なり、家臣が徒党・強訴するという須佐騒動が起こってしまった。本来ならば「家来取治不相成との儀申出相成候而は丹後身分も不相立家之恥辱二も相成候」こと、つまり家中を取り治め出来ないと藩へ申出ることは当主就恭に就いて恥辱である為、須佐騒動に至る前までは内々に収めようと腐心していたが、徒党・強訴という事態に直面し、取り治めの限界と更なる騒動の拡大を懸念して、藩への

出願を決断したと考えられる。

## 五 須佐騒動における萩藩の対処

本章では須佐騒動と一連の益田家中の対立について、藩がどのような見解を示し裁許をおこなったかという点を検討する。<sup>(28)</sup>

藩より役人が派遣されることを知らされた大組月番の栗山藤藏（反宅野派）らは、「須佐之儀ハ穩便ニ折合候間御役人衆御出浮之処ハ被差止可被下候」<sup>(29)</sup>と、穩便に折り合いをつけるので藩の役人派遣は差し止めてほしいと申し出る。当然、自分たちが罰せられる可能性を危惧したこともあるだろうが、自分たちの行動が益田家としての恥辱であると認識し、内々で折り合いをつけようとしたとも考えられよう。

七月二〇日、先の四名のうち元奥阿武代官の松野文右衛門のみが須佐へ到着した。その理由は次の通りである。<sup>(30)</sup>  
(前略) 身柄今般被差出候所ハ深キ御思召之旨被御座候かと奉考候故、出足前若狭殿（＝萩当職毛利若狭就宣）江申達候趣ハ、御目附・物頭被差出候処は身柄より可致注進候間、其上ニ而須佐入込相成候様、夫迄ハ宇田駅ニ控居申候様申出候処、聞濟シ相成執

も彼駅ニ控居申候、右御役人衆当地御引受相成候而  
は丹後様御為如何可有之哉御氣遣ニ奉存候

つまり、松野は元奥阿武代官であった自分が選出され  
須佐へ派遣されるということは、藩の穩便に収めよとい  
う意向の表れであると考え、藩の役人三名（御目付・物  
頭）はまだ須佐に入らず途中の宇田駅にて控えさせてい  
る、彼らを須佐に迎え入れることは益田家のためになら  
ない、と述べている。松野は奥阿武代官を勤めていたこ  
とで、益田家中の内情にも精通していたと考えられ、騷  
動を収束させる適任者として選出されたのであろう。つ  
まり、藩としても必要以上に事態を大きくするつもりは  
なく、まず松野が事態を収め騷動を鎮静化させることを  
第一としたと考えられる。

松野は益田家菩提寺である大蘆寺にて徒党を組む反宅  
野派の家臣と対面し、騷動を収束させ益田家のためにも  
家臣が一和するようにと説得を繰り返す。家臣たちも騷  
動が藩に露見することは当主への御為筋ではないとして、  
松野の説得を受け入れる。そして、徒党を組み益田館へ  
詰めかけた家臣は引き上げることとなった。

このように松野文右衛門の配慮と尽力によって、徒党  
を組むという騷動事体は落着した。次に、藩は捌きのた

め、翌八月一件御用掛の末近九左衛門・上山三郎左衛門、  
御目付の宍戸八右衛門を須佐へ派遣し、取り調べを開始  
した。同年一二月より騷動に関わった者へ個別に御究を  
おこない、遠近方<sup>31</sup>で裁許の詮議を重ね、享和三年二月八  
日に最終的な裁許が決定、一九日に申渡しがおこなわれ  
た。以下、裁許案および実際の裁許について検討する。

裁許案においては、個々人への裁許を検討すると同時  
に、一連の騷動へ対する遠近方としての見解が述べられ  
ており、次の四点にまとめられる。①須佐騷動は「自然  
と徒党強訴之躰ニ成」ってしまったが、家臣の悪心から  
起こった「反逆」ではない。しかし、多人数で押し寄せ  
騒ぎとなれば志願が伝わると考え、徒党を組み家政の混  
乱を生じさせた点は否めない。②宅野太郎左衛門は「卑  
劣成る人柄ニ而無之」、ただ主従の恩義からの行動であ  
った。しかし反宅野派は彼を「表裏」の態度だと非難し  
ており、黒印状の取扱いによって家臣間に不満が広がっ  
たことは疑いなく、御咎めなしでは再度騷動が起る懸  
念もある。③知行主の家政は「徳義」がなければ成り立  
たず、家臣に「仁愛之心ヲ以家政ヲ被立候様」に取り計  
らえばその考えは家中に広まり、「自然と家政可相立  
事」である。しかし末家益田隼人の行動は、「偽りを以

て取鎮」めようと、過当な賞罰で家政をコントロールしたもので大いに心得違いであり、享和元年に二人が萩へ出訴した際の対応も不適當であった。また、益田隼人の取り捌きと益田家当主の所存には「隔意」・「違却」があり、隼人が金山長左衛門の一件を根拠もなく大げさにしたこととも問題である。④一連の騒動において、「何某こそ大悪人と申程之儀」はなく、「反逆徒党とハ大二意味違」うのであるから、「平穩之御裁許」をするべきではないか、としている。

以上のように、遠近方は詮議の結果、徒党を組んだ家臣側に対しては一定の理解を示し、対立した宅野に対しても何らかの処罰は必要であるとしながらも、家臣全体に対して穏便なる処罰を検討している。一方、騒動を起こされた益田家側については、当主に対し厳しい判断は無いものの、取り治めにおける不手際も指摘され、特に末家の益田隼人に責任の所在があると見られていることがわかる。

次に個別の裁許案および裁許について検討をする。  
【表2】は須佐騒動における藩の裁許案および最終的な裁許をまとめたものである。

まず当主側の立場である益田家・親類・家老に対して

萩藩家老益田家中における須佐騒動

は、「内輪取治」めができなかったことを処罰の理由とし、重罰ではないが処分を下しており、裁許案と実際の裁許には大きな変化はみられない。しかし、例外的なのは末家の益田隼人で、先の③の様な事由により当主益田家へ迷惑をかけた罪は重く、隠居という案から今後一切益田家家政に関わらせることを禁止する、というものに変化している。そしてその他親類中一同に対しては次のように述べる。<sup>(32)</sup>

一 丹後方家来御取鎮之儀厚御心入を以和平之被遂御裁断候、元来丹後病身二而家政不行届より起りたる儀二付、向後親類中無疎申合候様可被仰聞との御事二付、享和三亥二月廿九日於黒書院毛利若狭毛利伊賀相對二而親類日野内蔵井原内蔵え左之通被仰聞候事

つまり、一連の騒動は当主が病気で家政が不行届であったことが原因なのだから、今後は親類中が申し合わせの上、協力して家政に携わるべきというものである。

次に家臣に対する処分である。最終的に一三名の家臣に処罰が下されているが、その他四組頭など個人名が挙げられ裁許案が出されていた家臣に対しては個別の処罰はなくなり、また徒党に参加した家臣を含む惣家来中に

【表2】 須佐騷動裁許一覧

役職	氏名	裁許案	享和3(1803)年2月8日の裁許
当主	益田丹後(就恭)	鰻居を申出→日数少なくし御叱り	鰻居、10日後に差免
末家	益田隼人	隠居のうえ、息子の為之丞に家督相続	役を免じた上遠慮、10日後に差免、以降本家政に関わることを禁止
益田家親類	益田市正		遠慮を申出→5日後に差免
益田家親類	周布左平太		遠慮を申出→5日後に差免
益田家家老	益田三郎左衛門	益田当主より隠居申し渡し	追込(閉)、50日後に御叱りの上差免
益田家家老	益田次郎三郎	鰻居50日	追込(閉)、50日後に御叱りの上差免
益田家家老	益田登人	鰻居30日	追込(閉)、50日後に御叱りの上差免
益田家家老	増野舎人	鰻居20日	追込(閉)、50日後に御叱りの上差免
益田家家老	益田勘右衛門	鰻居50日	追込(閉)、50日後に御叱りの上差免
益田家家臣(須佐役)	宅野太郎左衛門	遠慮	益田家親類(益田市正)へ御預け、文化3(1806)年益田家へ戻す
益田家家臣(萩役)	小原備六	益田当主より隠居申し渡し	
益田家家臣(萩役)	小国彦七	益田当主より隠居申し渡し	
益田家家臣(四組頭)	松原勘五郎	鰻居100日	益田家親類(益田清之助)へ御預け、文化3(1806)年益田家へ戻す
益田家家臣	栗山藤藏	鰻居100日	益田家親類(益田清之助)へ御預け、文化3(1806)年益田家へ戻す
益田家家臣	小国融藏	鰻居100日	益田家親類(繁沢図書)へ御預け、文化3(1806)年益田家へ戻す
益田家家臣	城一軍司	鰻居100日	益田家親類(堅田宇右衛門)へ御預け、文化3(1806)年益田家へ戻す
益田家家臣	多根茂右衛門	鰻居100日	(出奔)
益田家家臣	増野多中	鰻居100日	益田家親類(堅田宇右衛門)へ御預け、文化3(1806)年益田家へ戻す
益田家家臣	金子順平	鰻居100日	益田家親類(児玉百合八郎)へ御預け、文化3(1806)年益田家へ戻す
益田家家臣	仲井半藏	鰻居100日	益田家親類(児玉百合八郎)へ御預け、文化3(1806)年益田家へ戻す

益田家家臣	松原源五左衛門	豊居 100 日	益田家親類(兎玉百合八郎)へ御預け、文化3(1806)年益田家へ戻す
益田家家臣	吉賀兵之進	豊居 100 日	益田家親類(堅田宇右衛門)へ御預け、文化3(1806)年益田家へ戻す
益田家家臣	大草甚右衛門	豊居 100 日	益田家親類(周布左平太)へ御預け、文化3(1806)年益田家へ戻す
益田家家臣	大谷伊八	豊居 100 日	益田家親類(益田清之助)へ御預け、文化3(1806)年益田家へ戻す
益田家家臣(年行事役)	波田太郎右衛門	豊居 70 日	益田家親類(繁沢図書)へ御預け、文化3(1806)年益田家へ戻す
益田家家臣	荻野忠左衛門	豊居 90 日	
益田家家臣	山崎次左衛門	豊居 90 日	
益田家家臣	松本良左衛門	豊居 70 日	
益田家家臣(四組頭)	本尾官次	豊居 110 日	
益田家家臣	増野十左衛門	豊居 80 日	
益田家家臣(四組頭)	増野庄八	豊居 80 日	
益田家家臣(四組頭)	栗山五郎左衛門	豊居 80 日	
益田家家臣	野村文治	益田家一任(御究中自害→淺手)	
益田家家臣	惣家来中	請状差出(使覚を組まない、など)	今後態度を礼せば御咎めなし

※山口県文書館蔵「須佐騒動一件御裁断記録」より作成

対しては、態度を糺すという条件付きで御咎めなしの裁許となっている。つまり、先の④の穏便な裁許の意図は、処罰対象をより限定的・最小限の人数とすることであったと考えられる。

一三名の処罰対象者は、宅野太郎左衛門・享和元年萩へ出訴した一二名のメンバー(うち、多根茂右衛門は出

奔したため、最終的な処罰が出されたのは一一名)・同じく享和元年に馳走米賦課について宅野と対立した年行事役の波田太郎右衛門であり、ともに同内容の処罰となっている。宅野については、家臣一統から須佐役に推挙されたにも拘わらず、家臣不和になるような言動をしたことで当主に迷惑をかけたという理由、一二名について

は、家政の問題を出萩してまで訴え出た上、自分たちの願いを通そうと切腹願を出したことが不行届であるという理由、波田については、年行事役であるのに両党の対立と助長させるような言動をしたという理由、から益田家親類へお預けとなった。

この一三名については、三年後の文化三年（一八〇六）に、「最早年数も相立いつれも心得宜相見候付主人え差返相慎せ置」くという許可が出て、益田家中へ戻されることとなった。そして「領分中行歩」については当主の了簡次第で構わないという沙汰も出されている。彼等の家政復帰については、家中に戻され一〇年が経過した文化一三年に益田丹後（房清）が藩の当役へ問合せをしている。<sup>(33)</sup>

一 先年須佐騒動ニ付家中之者御答被仰付候処、最  
 早年数も相立候儀、当時無人二も候間、召仕候而  
 はいか、可有之哉と丹後殿直二児玉三郎右衛門  
 （Ⅱ当役）え被申候処、右之趣何分之返答承度由、  
 繁沢図書を以又々催促有之二付、右御答之家来再  
 勤之儀ハ難被相成儀、委細ハ御内輪ニおゐても相  
 分り可申候間、御願等は無之方可然之由、文化十  
 三子八月廿六日図書江返答、三郎右衛門申聞せ候

## 事

当主の房清から藩の当役へ人手もいないので再勤させてはどうだろうか、と問合せをするが、彼らを再勤させることは難しいという事情は房清が充分に理解している筈だから願出などするべきでない、と全面的に拒否されてしまう。このような意味では益田隼人同様、騒動の中心人物となった家臣については厳しい処分内容であったといえるだろう。

以上のことから、藩による裁許は、須佐騒動において家臣が徒党・強訴をしたことのみを問題にしているのではなく、騒動に至るまでの過程を総合して判断を下していることがわかる。最後に、藩の対応と裁許についてまとめる。①基本的に穏便な処罰という方針を採り、徒党・強訴という藩法でも禁じている行動を取ったにも拘わらず、多くの家臣は処罰なしとなった。②知行地内の問題を出萩して当主へ出訴するという行動に対しては否定的であり、処罰対象としている。また、その後の家政復帰も認めない。③騒動を起こした反宅野派だけではなく、両党に対して処罰をおこない、喧嘩両成敗の原則を採っている。④益田家側の責任の所在を、当主ではなく事態の収束に失敗した末家の益田隼人にあるとした。こ

の点については、隼人が今後益田家の家政に関わらなければ家中が平和となる、とまで指摘している。⑤役人の派遣や処罰方針から藩の益田家へ対する配慮がうかがえる。

おわりに

本稿では、須佐騒動が起こるまでの経過を明らかにし、藩の裁許について検討をおこなった。先にも述べたとおり、須佐騒動についての詳細は明らかにされていなかったため、須佐騒動とその前後関係を明らかにしたことは、今後の近世益田家の研究に一材料を提示できたと考える。以下、明らかにした点をまとめつつ、考察を加えていきたい。

須佐騒動の発端は、財政問題から起こった家臣による家政改革であり、家臣たちの人事提案を当主が受け入れ、一旦家政は安定した。その後、馳走米・仕組などへの意見相違をきっかけに、家臣が両党に別れて対立するが、末家の益田隼人が仲裁に入る。隼人の不適当な対応も相成って両党の対立は収まらず、最終的に家臣が徒党・強訴するという須佐騒動に発展してしまい、藩へ事態収束と捌きを願うこととなった。藩は、益田家に最大限

の配慮をし、最小限・限定的な処罰の裁許を下すこととなった。

以上から、まず益田家と家臣の関係性を検討したい。知行地運営における家臣への家政依存という理由から、人事提案や財政問題についての提言を受け入れるなど、益田家が家臣に対して尊重・配慮の姿勢があったことが指摘できよう。当主が知行地にいないながらも運営を円滑に進める為の当然の方針ともれるが、藩から処罰された家臣の家政復帰を求めると、石見から随従し長年家政に携わってきた家臣団の存在は益田家にとって必要不可欠なものであったのであり、殊に中核を成すような家臣であればなおさらであろう。また、家臣も同様に自分たちの行動は長年仕えた「家」への「御為筋」であるという意識を根底に持っており、その考えに基づく家政改革であり誓約なのであった。藩も裁許において、彼らの行動を当主に対する「反逆」とは捉えていない。近年の研究によって指摘されている、領主としての意識保有は勿論のこと、家臣の知行主・家へ対する意識も確認することができた。

次に、藩の対応・処罰であるが、藩が問題としたのは須佐騒動そのものではなく、知行地内で収めるべき問題

を末家の不手際や一部家臣の行動により、表沙汰にするような事態となったことだった。本来、藩としてはできる限り知行地内の家政には立ち入らない、という方針を持ち、特に大規模知行主であった益田家に対しては強く配慮をしていたのではないだろうか。この点だけをもって、大規模知行主の家政は藩からある程度独立していたと指摘するには拙速かもしれないが、一つの事例・根拠を提示できたのではないだろうか。この点は、今後研究を深めていく必要があると考える。

また、元代官松野文左衛門が須佐へ派遣され騒動を取束させたことから、代官と知行主家臣との間の緊密性についても窺い知ることができたと思う。

本稿では須佐騒動というひとつの事例に焦点を絞ったため、家政全般・経済状況の詳細・騒動後の益田家中の状況など、多角的な検討をすることができなかった。また、他の大規模知行主との比較も必要となろう。これらの点は今後の研究課題とし追求していきたい。

註

(1) 騒動が起こったという指摘が宮崎勝美「益田家伝来の近世史料」(科学研究費補助金研究成果報告書『大規模武

家文書群による中・近世史料学の統合的研究―萩藩家老益田家文書を素材に―』二〇〇八年、研究代表者久留島典子)によってなされている程度である。

(2) 萩市誌編纂委員会編『萩市誌』(萩市役所、一九五九年)、石川卓美『防長歴史用語辞典』(マツノ書店、一九八六年)など。

(3) 河本福美「萩藩の地方知行制について―大組羽仁氏を事例として―」(『山口県史研究』第一号、二〇〇三年)、田中誠二「近世の検地と年貢」(塙書房、一九九六年)。

(4) 西村武正編『益田家と須佐』(須佐町教育委員会、一九九七年)、須佐町誌編纂委員会編『須佐町誌』(須佐町、一九九三年)など。

(5) 前掲註(1)報告書。益田家に伝来する文書は、東京大学史料編纂所所蔵と益田家所蔵とを合わせたものである。現在、益田家所蔵分は東京大学史料編纂所に寄託されている。

(6) 木部和昭「益田家文書に見る浦方制度―益田家給領と周辺諸浦の漁場論争を中心に―」(前掲註(1)報告書)。

(7) 東京大学史料編纂所寄託益田家文書B二五―二二―二「從石見御国替之御家来組分并人付之帳」。

(8) 東京大学史料編纂所所蔵益田家文書三一〇「益田氏御意覚」など。また、前掲註(1)宮崎勝美論文においても指摘されている。この騒動については、改めて別稿を留意したい。

(9) 萩市須佐歴史民俗資料館所蔵萩野家文書G一九/一二七九「益田宇右衛門家来分限帳」。

- (10) 東京大学史料編纂所寄託益田家文書B二五—二二—一「須佐御家来分限帳」。
- (11) 山口県文書館蔵毛利家文庫九諸省四八三「須佐騷動一件御裁断記録」。
- (12) 西村武正前掲書(註(4))。
- (13) 前掲註(11)「須佐騷動一件御裁断記録(六 須佐騷動一件御裁許之儀遠近方より伺書之事)」。
- (14) 東京大学史料編纂所所蔵益田家文書八—三四「御上納并御取渡大差引」。
- (15) 江崎村は須佐村の東に隣接する村であり、江崎港を有す藩の蔵入地である。
- (16) 萩市須佐歴史民俗資料館所蔵松本家文書D四六八「大義御願一件」、東京大学史料編纂所所蔵益田家文書二—四五「大組中組小組願控」による。以下、二・三・四章における記述および本文中の括弧による史料引用は特に注記しない限り当該文書である。
- (17) 石川卓美前掲書(註(2))。
- (18) 石川卓美氏前掲書(註(2))によると吉敷毛利家は、藩士中の最上階層である一門である。一門は六家あり、代々重職に就く。永代家老の益田家は福原家と並び一門に準ずる家格であった。
- (19) 前掲註(16)「大義御願一件」。
- (20) 前掲註(16)「大義御願一件」。
- (21) 前掲註(16)「大義御願一件」。
- (22) 前掲註(11)「須佐騷動一件御裁断記録(四 丹後方并末家中取計見割書 且御窮被仰付候者余情見割書之事)」。

萩藩家老益田家中における須佐騷動

- (23) 「大義御願一件」等の種々の記述を総合すると、宅野派は四組のうち下両組と呼ばれる須佐地組・瀬尻組の家臣の多く、および四組頭のうち増野正八・栗山五郎左衛門・本尾官次などであり、反宅野派は山手両組と呼ばれる市丸組・宇谷組の家臣の多く、および四組頭の松原勘五郎などである。
- (24) 前掲註(16)「大義御願一件」。
- (25) 東京大学史料編纂所所蔵益田家文書二—五七「某甲上書」。
- (26) 東京大学史料編纂所所蔵益田家文書二—五四「隼人様御賞美仰付之付立」。
- (27) 前掲註(11)「須佐騷動一件記録(四 丹後方并末家中取計見割書 且御窮被仰付候者余情見割書之事)」。
- (28) 裁許内容はすべて前掲註(11)「須佐騷動一件記録」によるものである。また、特に注記しない限り、五章における本文中の括弧による史料引用は当該文書のものである。
- (29) 前掲註(16)「大義御願一件」。
- (30) 前掲註(16)「大義御願一件」。
- (31) 石川卓美氏前掲書(註(2))によると、遠近方の本来の職掌は諸士の江戸などへの出役に対する課金や出銀にあたって、路程の遠近や任務の頻度軽重を調査し公平に諸役を賦課することなどであったが、諸士以上の犯罪を判決して藩主の裁断を仰ぐこともその職掌となっていた、とある。
- (32) 前掲註(11)「須佐騷動一件御裁断記録(九 丹後方家

政之儀親類中無疎申合候様被仰聞候事」。

(33) 前掲註(11)「須佐騒動一件御裁断記録(十一 先年御  
谷被仰付候丹後家来再勤之儀、内々問合有之候得共難相  
成趣之事)」。

(付記) 史料閲覽に際して格別の御高配を賜りました萩市須  
佐公民館・萩市立須佐歴史民俗資料館・萩博物館の道迫  
真吾氏に、心より御礼申し上げます。